

北海道日高振興局「飲酒運転根絶宣言事業者等登録制度」実施要領

(目的)

第1条 この要領は、日高振興局管内（以下「管内」という。）における飲酒運転根絶をより一層推進するため、日高振興局長（以下「振興局長」という。）は管内の警察署長と連携して、飲酒運転の根絶に取り組む旨の宣言を行った事業者等を登録することにより、「飲酒運転をしない、させない、許さない」という規範意識の醸成を広く図ることを目的とする。

(登録の対象と区分)

第2条 対象となる事業者等は次のとおり区分する。

(1) 飲食店

管内で事業を営む酒類を提供する飲食店

(2) 事業者

飲食店を除く管内で事業を営む個人又は法人その他の団体

ただし、全国及び全道等で広域的に事業を行っている事業者については、事業所（例えば、支店及び営業所など）単位で登録する。

(登録の届出)

第3条 飲酒運転の根絶に取り組む旨を宣言する事業者等は、振興局長に取り組む内容を記載した届出書（様式第1-1号又は第1-2号）を提出するものとする。

(登録の決定)

第4条 振興局長は、前条の規定により提出のあった届出書の内容を審査し、当該事業者等が所在する地域を管轄する警察署長（以下「管轄警察署長」という。）と協議の上、適当と認められるときは、当該事業者等を登録簿（様式第2-1号又は様式第2-2号）に登録する。

2 振興局長及び管轄警察署長は、前項の規定により登録した事業者等に対して、登録証（様式第3-1号又は様式第3-2号）を交付するとともに、振興局長は、当該事業者等を日高振興局（以下「振興局」という。）ホームページに掲載する。

3 当該事業者等は、前項に規定した登録証を来客者の見やすい場所に掲示する。

(登録内容の変更)

第5条 登録した事業者等は、届出内容に変更が生じた場合は、速やかに振興局長に届出書（様式第1-1号又は第1-2号）を提出しなければならない。

(登録の抹消)

第6条 登録した事業者等は、廃業その他やむを得ない理由により登録を抹消したいときは、振興局長に登録抹消の届出書（様式第1-1号又は第1-2号）を提出するとともに、交付された登録証を返納するものとする。

2 振興局長は、前項の規定により届出書が提出されたときは、管轄警察署長と協議の上、当該事業者等を登録簿から削除するとともに、振興局ホームページから削除するものとする。

(登録の取消し)

第7条 振興局長は、届出書の記載内容に虚偽があったとき、その他登録した事業者等として適当でないと判断するときは、管轄警察署長と協議のうえ、登録を取り消すことができる。

2 振興局長は、前項の規定により登録を取り消したときは、当該事業者等に対し、その旨を通知し、当該事業者等を登録簿から削除するとともに、振興局ホームページから削除するものとする。

3 第1項の規定により登録を取り消された事業者等は、振興局長に登録証を返納するものとする。

(助言及び情報の提供)

第8条 振興局長は、事業者等に対し、飲酒運転の根絶のために必要な助言及び情報の提供をすることができる。

(事務処理)

第9条 事業者等の登録に関する事務は、日高振興局保健環境部環境生活課において処理する。

附則：この要領は、平成30年11月9日より施行する。